臨床研究審査意見業務委託契約書

　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下、｢甲｣という。）と公立大学法人和歌山県立医科大学（以下、｢乙｣という。）は、臨床研究審査意見業務に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（業務の委託）

第１条　甲は、甲が実施する臨床研究に関する「臨床研究法」（平成29年法律第16号。以下「法」という。）に基づく審査意見業務（以下「本件業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（本件業務の実施）

第２条　乙は、本件業務を公立大学法人和歌山県立医科大学臨床研究審査委員会規程（平成30年3月15日和医大規程第70号。以下「規程」という。）に基づき設置した公立大学法人和歌山県立医科大学臨床研究審査委員会（以下「委員会」という。）において実施する。

（個別課題の審査依頼）

第３条　本契約締結後、甲は乙の委員会に対し、個別の研究課題について審査を依頼する。

２　前項に基づく依頼は、乙の指定する様式をもって依頼するものとする。

（結果の通知）

第４条　乙は、前条の依頼書を受理したときは、委員会の審査後、すみやかに甲に結果を通知するものとする。

（審査費用）

第５条　本件業務に係る審査費用については、規程第１３条及び附則第４項に掲げる金額とする。

２　乙は、第３条の依頼書を受理したときは、甲に対して審査費用の支払いを求めるものとする。

３　甲は、審査費用を乙の発する請求書により、当該請求書に定める支払期限までに、乙の指定する銀行口座への振込みにより支払う。なお、振込手数料は、甲が負担する。

（契約期間）

第６条　本契約の有効期間は、本契約締結日から５年を超えた初めての年度末とする。また、有効期間満了の３０日前までに甲又は乙から書面にて更新しない旨の意思表示がない限り、本契約は１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（情報の提供）

第７条　甲は、本件業務に協力することとし、乙に対して本件業務に必要な情報及び資料を提供する。

（法令遵守）

第８条　甲の医療機関の管理者及び甲に所属する研究責任医師は、法その他関連する法令を遵守しなければならない。

（契約の解除）

第９条　甲及び乙は、相手方が正当な理由なく本契約に定める義務の履行に違反した場合は、その解決の是正を相手方に求めることができる。この場合において、是正を求めた日より３０日が経過しても是正されないときは、本契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、やむを得ない事情により本契約の継続を必要としなくなった場合は、あらかじめ３０日前までに相手方に文書で通知することにより、本契約の全部または一部を解除することができる。

３　甲及び乙は、相手方の資産、信用又は事業に重大な変更が生じ、債務の履行が困難であると認められる場合は、相手方への文書による通知により本契約を直ちに解除することができる。

（損害賠償）

第１０条　甲及び乙は、本件業務の遂行に関し、その責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、双方協議の上、誠意を持って損害賠償に当たるものとする。ただし、天災その他不可抗力による場合は、この限りではない。

（本契約の変更）

第１１条　本契約の内容について変更の必要が生じた場合、甲乙協議の上、変更契約を締結するものとする。

（その他）

第１２条　本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じた場合、甲乙協議の上、定めるものとする。

本契約の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和　　　年 　　月 　 　日

 甲 （住所）

（研究機関名）

（代表者）　　　　　　　　 　　　 ㊞

乙　　和歌山県和歌山市紀三井寺８１１番地１

公立大学法人和歌山県立医科大学

理事長　　宮下　和久 ㊞